

## 在宅療養における個人情報使用同意書

患者の円滑な在宅での療養（医療）を実現するためには、患者をとりまく家族、医療従事者、介護従事者、その他の関係者が適切に連携していく必要があります。そのため適切な連携を行うにあたって下記の事項をご了承いただきますようお願い申し上げます。

### 記

#### （在宅医療）

##### 第一条

- 1) 在宅医療は、医師による継続的な診療が必要であるにもかかわらず、外来受診が困難であるときに行うことができます。
- 2) 在宅医療は、医療環境が整った病院等で検査及び治療等を集中的に受けることよりも、家族のサポートのもとで住み慣れた自宅で安心して療養を継続することを重視して行われるものであります。そのため、患者が在宅での療養（医療）を希望されているのはもちろんのこと、患者をとりまく家族においても意思の統一が図られている必要があります。
- 3) 在宅医療は、病院診療に比べて十分ではない事項（例えば以下の事項）があります。
  - ① 訪問（往診）に時間を要すること
  - ② 検査内容及び診療内容が限られており、かつ検査結果が出るまでに時間を要すること
  - ③ 医療設備等について万全ではない部分があること
- 4) 在宅医療の開始にあたっては、これまでの担当医からの同意を得ており、診療情報提供書（紹介状）を入手する必要があります。なお、診療情報提供書とは今までの診療経過や薬の情報（使用禁忌の薬も含む。）等、患者の重要な情報が記載されているものです。
- 5) 在宅医療の継続にあたっては、患者及び家族と在宅主治医との間に確かな信頼関係を築くことが必要となります。
- 6) 容態の変化や療養環境の変化を把握するため定期的な訪問診療を受ける必要があります。

#### （情報共有の目的）

第二条　自宅や施設等での療養生活を支える医療関係者（病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション、訪問リハビリテーション等）や介護・福祉関係者（ケアマネジャー、デイサービス、訪問ヘルパー等）が、療養者の病状や状態の変化及び医療・介護・福祉支援の情報を共有することで、療養生活の質の向上、充実を図ることを目的とします。

#### （連携する関係機関）

第三条　自宅での療養生活を継続していただくため、在宅療養をサポートする病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション、訪問リハビリテーション、ケアマネジャーや介護関係者が連携を図る目的で、診療情報を含む個人情報を共有・提供させていただきます。なお個人情報の共有は、前述した目的の範囲内で必要最小限の関係者及び内容にとどめ、情報提供の際は関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払います。

(情報共有で使用する連携ツール)

第四条 在宅療養をサポートする関係者と連携を図る目的で、適切と認める医療介護専用のコミュニケーションシステム「メディカルケアステーション」(MCS)を用いて、下記の情報を共有させていただきます。

- ・医師が患者の診療を行った際の診療情報
- ・医療関係職種が記録した患者の医療・ケアに関わる情報
- ・医師及び医療関係職種が患者の人生の最終段階における医療・ケア及び病状の急変時の治療方針等についての希望を患者・家族から取得した情報

\*原則として医師がグループ管理者となります。状況によりやむを得ず、訪問看護師が管理者となる場合があります。

\*メディカルケアステーション(MCS)は、エンブレース株式会社が提供する医療介護専用のコミュニケーションシステムで、以下のような特長があります。

- ・医療介護従事者の連携を円滑に図るために、医療介護専用に開発されたシステムです。
- ・医療情報等を安全に取り扱うためのセキュリティ、アクセス制御、管理体系が整った非公開型のシステムです。
- ・災害時等でも医療介護従事者間での連携が取りやすいうように配慮されたシステムです。

(療養者が有する権利)

第五条 療養者及びその家族は、当施設の保有する個人情報について以下の権利を有しております。

- 一 当該データの利用目的の通知を求める権利
- 二 当該データの開示を求める権利及び第三者提供の停止を求める権利
- 三 当該データに誤りがある場合にその内容の訂正、追加又は削除を求める権利
- 四 当該データの利用の停止又は消去を求める権利

私は、上記事項について説明を受け、いずれも同意します。

年       月       日

〈療養者〉

氏名

住所

〈家族または代理権者〉

氏名

住所